

成年被後見人等に係る通知書等の送付先変更の届出について

令和5年4月1日

成年被後見人、代理権のある保佐人・補助人・任意後見人の方へ

市の業務における成年被後見人等に係る通知書等の送付先について、該当する業務を担当するいずれかの部署へ成年被後見人等が変更を届け出ることにより、一括して登録を変更することができます。

1 対象となる業務

- (1) 国民健康保険に関すること
- (2) 後期高齢者医療保険に関すること
- (3) 介護保険に関すること
- (4) 高齢者福祉に関すること
- (5) 障がい福祉に関すること（身体・知的・精神・難病）
- (6) 生活保護に関すること
- (7) 市税に関すること
- (8) 水道料金・下水道使用料、下水道受益者負担金に関すること
- (9) 市営住宅に関すること
- (10) 健康づくりに関すること

※成年被後見人等がどの業務に該当するか不明な場合は、あらかじめ各業務担当部署へお問い合わせください。

2 必要書類

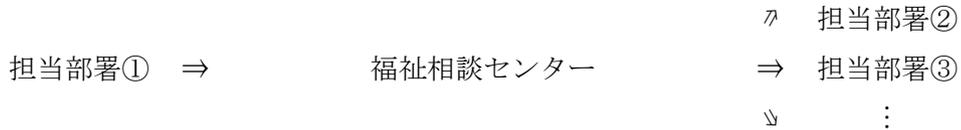
- (1) 成年被後見人等宛通知書等の送付先登録届（様式）
- (2) 登記事項証明書（発行より3か月以内のものであって、最新のもの）の写し
※登記事項証明書の取得が可能となる前に登録を希望される場合は、登記事項証明書の代わりに審判書謄本と審判確定証明書を添付してください。その場合、後日、登記事項証明書の写しを提出してください。
- (3) 代理行為目録（保佐、補助、任意後見の場合）の写し
- (4) 届出人（成年被後見人等）の身分証明書の写し
 - ① 1点でよいもの
運転免許証、パスポート、官公庁発行の写真付き身分証明書、マイナンバーカードなど
 - ② 2点必要なもの
健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証など
- (5) その他
 - ① 法人後見の場合は、法人の登記事項証明書及び窓口来庁者の職員証等をご提出ください。
 - ② 送付先が届出人住所と異なる事務所等となる場合、所在地がわかるもの（名刺やパンフレットなど）をご提出ください。

3 提出先

(1) 持参する場合

送付先の変更を希望する業務の担当部署または福祉相談センターのいずれかの窓口にご提出ください。

<書類の流れ (イメージ) >



(2) 郵送する場合

送付先の変更を希望する業務にかかわらず、福祉相談センター宛てにご提出ください。

<書類の流れ (イメージ) >



4 注意事項

- (1) 届出時点において、その業務に該当しない場合は、送付先が変更されないことがあります。その場合は、該当した時点で改めて届出をお願いします。
- (2) 成年後見人等の任務が終了した場合は、ご連絡をお願いします。
- (3) 届出内容の確認のため、各担当部署からお問合せをする場合があります。
- (4) 実際に送付先の登録が完了するまでに、届出日から数日かかります。すでに発送準備が整った通知書等、届出日以降に変更前の住所等に送付されることがありますので、ご了承ください。
- (5) 成年後見人等の転居により送付先が変更となった場合は、変更登録の届出をお願いします。
- (6) 成年被後見人等がどの業務に該当するか確認し、該当する業務について届出をお願いします。

5 この取組に関する問合せ・郵送による場合の提出先

伊豆の国市 健康福祉部 福祉事務所 福祉相談センター

住 所：〒410-2396 静岡県伊豆の国市田京299番地の6 伊豆の国市役所大仁庁舎

電 話：0558-76-8004

<送付先登録の対象となる主な通知書等>

項目	主な通知書等	担当部署	
国民健康保険	資格管理	対象者：国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主 被保険者証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証 等	国保年金課 TEL 055-948-2905
	給付管理	対象者：国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主 高額療養費支給申請書、高額療養費支給決定通知書、 特定疾病療養受療証、療養費支給決定通知書 等	
	賦課管理	対象者：国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主 国民健康保険税の納税通知・納付書、更正決定通知書 等	
	特定健診	対象者：国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主 特定健診に関する通知書 等	
後期高齢者医療保険	資格管理	対象者：75歳以上の被保険者、65歳以上で障がい認定された方 被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証	国保年金課 TEL 055-948-2905
	給付管理	対象者：75歳以上の被保険者、65歳以上で障がい認定された方 高額療養費支給申請書、高額療養費支給決定通知書、 高額医療高額介護合算療養費支給申請書	
	賦課管理	対象者：75歳以上の被保険者、65歳以上で障がい認定された方 保険料額決定（変更）通知書、納付書 等	
	収納管理	対象者：75歳以上の被保険者、65歳以上で障がい認定された方 催告書、督促状、過誤納還付金通知書 等	
	健診	対象者：75歳以上の被保険者、65歳以上で障がい認定された方 健診に関する通知書 等	
介護保険	資格（認定）管理	対象者：第1号被保険者（65歳以上）、認定申請している第2号被保険者（40～64歳） 被保険者証、負担限度額認定証、生計困難者等に対する利用者負担軽減関係通知、要介護認定にかかる期限更新のご案内、要介護認定関係通知	長寿介護課 TEL 0558-76-8009

項目		主な通知書等	担当部署
介護保険	給付管理	対象者：要支援・要介護認定を受けている第1号、第2号被保険者 高額介護サービス費、住宅改修、福祉用具（販売・貸与）、給付費に関する各種通知	長寿介護課 TEL 0558-76-8009
	賦課（収納）管理	対象者：第1号被保険者（65歳以上） 納入通知書等、介護保険料の納付に関する各種通知	
高齢者福祉	在宅高齢者福祉サービス	在宅高齢者等保健福祉推進事業決定通知書、更新申請提出依頼通知等	長寿介護課 TEL 0558-76-8011
障がい福祉	障害者手帳・手当	対象者：既に認定されている方 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別障害者手当認定通知書、所得状況届	障がい福祉課 TEL 0558-76-8007
	障がい医療	対象者：現在、受給中の方 認定通知書、現況届、受給者証（重度障害者（児）医療受給者証、自立支援医療受給者証 等）	
	障がい福祉サービス	対象者：現在、受給中の方 認定通知書、サービス支給決定通知書、受給者証、更新案内	
生活保護	生活保護	対象者：現在、受給中の方 生活保護に関する通知	社会福祉課 TEL 0558-76-8006
市税等	市県民税	市・県民税の納税通知・納付書、更正決定通知書 等	税務課市民税係 TEL 055-948-2918
	軽自動車税	軽自動車税の納税通知・納付書、更正決定通知書 等	
	資産税	固定資産税の納税通知・納付書、更正決定通知書 等	税務課資産税係 TEL 055-948-2907
	市税収納	全税目（国民健康保険税を含む。）の催告書、督促状、過誤納還付金通知書、滞納処分に関する各種通知 等	税務課収税係 TEL 055-948-2912

項目		主な通知書等	担当部署
水道料金・下水道使用料	水道料金・下水道使用料	対象者：伊豆の国市の水道、下水道を利用されている方 納入通知書	水道課 TEL 055-948-2911
	下水道受益者負担金	対象者：下水道事業受益者負（分）担金を納入されている方 納入通知書	下水道課 TEL 055-948-2920
市営住宅	収納管理	対象者：市営住宅に入居されている方 市営住宅入居者収入認定通知書、納付書、督促状等	管財営繕課 TEL 055-948-1451
健康づくり	予防接種	予防接種に関する通知等	健康づくり課 TEL 055-949-6820
	健康診査	健（検）診に関する通知等	
	健康相談	健康相談に関する通知等	